

大津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪が生じるおそれがあると認められる地域の街頭において、自主防犯活動団体等が防犯カメラ及び記録装置等を設置することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、街頭犯罪等の抑止を図り、もって犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、街頭犯罪等の発生を抑止するため、録画機能があるカメラ及び記録装置等（以下「カメラ等」という。）を購入し、特定の場所に継続的に設置する事業で、次に掲げる全ての要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 本市の区域内に設置されるものであること。
- (2) カメラ等を設置する場所については、次に掲げる地域性を考慮したものであること。
 - ア 地域の犯罪密度が他の地域と比較して高く、犯罪や不審事案が多発していると認められる地域
 - イ 強盗、侵入盗、車上狙い及び乗り物盗等の計画性のある犯罪の発生が高い地域
 - ウ 繁華性が高く、犯罪の多発しやすい環境にある地域
- (3) 主に道路等の公共空間を撮影範囲とし、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。
- (4) 設置完了の日から起算して5年以上適切に維持管理されるものであること。
- (5) 道路上にカメラ等を設置する場合は、当該道路の占用許可等を受けていること。
- (6) 私有地にカメラ等を設置する場合は、当該私有地の所有者の承認を受けていること。
- (7) 防犯カメラの設置を示すプレート等（以下「プレート等」という。）を設置すること。
- (8) カメラ等の設置に関し、本市の他の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。
- (9) 関係法令に違反していないこと。
- (10) その他市長の定める管理上の指示に従っていること。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体
- (2) 学区自治連合会

- (3) 防犯カメラ等の管理を継続的に行うことが可能と認められる自治会及び自治会の集合体
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、カメラ等の設置に必要な経費とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 維持又は管理に要する経費
- (2) 地代又は占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を超えない範囲内において市長が定める額とする。ただし、200,000円を限度とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 道路管理者の道路占用許可証の写し。ただし、私道の場合は当該道路所有者の承認を証明できる書類
- (3) 交通管理者の道路使用許可証の写し
- (4) 設計書、仕様書及び工事箇所又はカメラ等の設置場所を明記した図面
- (5) 工事見積書の写し
- (6) カメラ等の管理運用基準等
- (7) その他市長が特に必要と認めた書類

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付変更・中止申請書（様式第5号）とする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市防犯カメラ設置事業補助事業実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) カメラ等の購入に要した費用に係る領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

(2) プレート等を確認することができる写真を含むカメラ等設置後の現況写真

（補助金の確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の交付請求書）

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第8号）とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第8号の2）とする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の補助金交付請求書を受領したときは、速やかに当該請求者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市防犯カメラ設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の通知は、大津市防犯カメラ設置事業補助金返還通知書（様式第10号）により行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。